児童養護施設における家庭復帰の非促進要因非促進群の複数事例の検討を含めて

菅野 恵 KANNO Kei

- 1 --- 問題と目的
- 2 —— 方法
- 3 --- 結果
- 4 —— 考察

【要旨】本研究は、児童虐待や養育困難等を理由に児童養護施設へ入所した児童を対象として、家庭復帰の非促進要因を明らかにすることを目的とした。数量化 II 類による分析や複数事例の検討から、家庭復帰の非促進の関連要因として、「在所年数 5 年未満」「親の離婚歴」「入所前にネグレクトなし」の3つが上位項目として示された。在所年数 5 年未満の事例では、一時帰宅等の家族交流の不調といった課題が浮き彫りになったことから、5 年以上かけて家族交流等の経過観察を行いながら児童と親に対する関係調整、環境調整を行うことの意義について検討した。また、親の離婚歴による養育困難な状況に対してアウトリーチを行う支援のあり方や、入所後の家族交流でネグレクトを生じさせるリスクを想定した支援について論考した。

1 --- 問題と目的

厚生労働省(2014)によると、平成25年度中に全国207か所の児童相談所が対応した児童虐待相談件数は、73,765件であり過去最多の数値となっている。重篤な虐待等により保護を必要とする児童は、一時保護の措置を行う。その上で家庭へ戻すことが困難もしくは危険と判断された場合、児童福祉施設への措置(施設入所)、または里親委託となる。児童虐待等の理由で措置を可能とする児童福祉施設は、乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設となっている。実際、措置全体の約7割を占めているのが、児童養護施設である。

児童養護施設は、児童福祉法第 41 条の規定に基づき「保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設」であり、平成 25年時点で 29,979 人の児童が入所している (厚生労働省, 2015a)。入所児童の特徴として、平均年齢 11.2 歳、平均在所期間 4.9 年であり、他の児童福祉施設に比べて在所期間が長期化

する傾向にある。なお、児童福祉法や児童虐待防止法といった児童福祉関連の法律、または厚生労働省の管轄で使用される「児童」という用語は、18 歳未満を指していることを述べておきたい。

厚生労働省 (2015a) の統計によると、児童養護施設に入所している児童の被虐待経験は、59.5%と半数以上を占めている。虐待種別をみるとネグレクト (育児の怠慢、放棄) が63.7%と最多であり、身体的虐待の43.7%を上回っている。マスメディアで報道されやすいのは身体的虐待であるものの、近年のネグレクトの割合の高さは、注目すべきテーマの一つである。親の状況としてひとり親家庭が59.4%であり、実母のみの母子家庭に限ると45.4%と高い割合である。このことから、児童の被虐待歴やひとり親家庭によるゆとりのなさは、養育困難なさまざまな状況から早期の家庭復帰を難しくさせ、在所期間の長期化につながっている可能性がある。

児童養護施設では、児童相談所と連携をとりながら児童と親の関係調整に努め、可能な状況であれば週末等を利用して家族と交流の機会をもつことになる。家族交流の実際として、入所児童の82%は何らかの交流をしており、一時帰宅(自宅への帰省)が45.9%、面会が23.1%、電話・手紙連絡が12.9%となっている。このような家族交流を行うことは、家庭復帰を促進する主要な取り組みとなり、家庭復帰の可能性を見極める貴重なアセスメントの機会にもなりうる。しかし、家族交流による弊害やリスクを懸念する実状もある。

たとえば庄司 (2004) は、家族交流の際に親が約束を裏切ることで子どもに深刻な影響をもたらすことを指摘している。また上薗 (1989) によると、家族が一時帰宅の終了日を守れない事例や、施設側が家族と音信不通になるような事例を報告している。菅野・元永 (2006) は、親と会えない状態が続く小学生の事例を提示し、妨害的な行動といった顕著な問題行動の高まりについて報告している。さらに、精神疾患の親からの影響 (例えば、親の不安定さによる子どもの動揺) や一時帰宅中に深夜一人で過ごすようなネグレクトを引き起こす実態 (菅野・元永,2008) も指摘している。残念ながら家族交流の機会が再虐待による死亡事件に発展したケースもある。3歳の男児が一時帰宅の終了期限になっても施設に戻らず家族と連絡がつかなくなり、親から身体的虐待を受けて死亡した事件が発生している (朝日新聞,2006)。概して、家族交流の取り組みは、児童と親の関係性の再構築を試み家庭復帰を促進する一方、家族交流の弊害やリスクを想定しながら慎重に対応することが現場に求められる。

さて、家族交流を積み重ねて家庭復帰が実現したとしても、課題を抱えたままであることも多い。児童養護施設を退所した224名について分析した亀井(2008)の調査によると、課題が未解決のまま家庭復帰した児童が25%を占め、施設内での問題行動を理由として措置解除となった児童が約17%みられている。また、一時帰宅による児童への影響を調査した報告では、一時帰宅中に生活習慣を乱す児童の多さ(菅野・遠藤・島田・原・春日・大内・石井・元永,2007)、親に対する理想化等による児童の心の揺れ(菅野・渡部・安達・柴谷・谷口・大橋・島田・遠藤・原・春日・石井・大内・元永,2008)を示唆している。厚生労働省(2004)

は、一時帰宅や家庭復帰における家族全体像の把握が十分でない場合や、家庭復帰後のフォローアップ体制が構築されていない場合、虐待死につながりやすいことを指摘している。

したがって、まずは家庭復帰の促進を阻む要因を量的及び質的に検証することが、児童にとって望ましい家庭復帰、もしくは中・長期的な施設内ケアを検討する一つの題材になるのではないだろうか。質問紙調査の自由記述の分析を行っている先行研究によると、家庭復帰の可否の判断として親の家庭状況がより重視されやすいことを示している(加藤,2004)。他には、家庭復帰に際する親のメンタルヘルスの問題に着目した指摘がなされている(松宮・井上,2014)。しかし、家庭復帰の非促進要因に関して統計を踏まえた事例の検討を行っている研究は、筆者の知る限りみられない。

そこで本研究では、児童養護施設における家庭復帰の非促進要因について統計的に分析 し、上位項目の複数事例を明らかにすることを目的とする。そして、児童養護施設におけ る家庭復帰のアセスメントについて若干の論考を行う。

2 — 方法

対象は、首都圏の児童養護施設に入所する3歳から18歳までの児童97人とした。児童の年齢の平均は9.8歳(SD=4.3)、施設在所年数の平均は6.8年(SD=4.1)であった。調査は、200X年10月(基礎調査)と200X+3年4月(追跡調査)の計2回実施し、児童を担当する施設内ケアワーカーに調査票への記入を依頼した。調査票の内容は、基本的属性、被虐待歴、児童および親に関する項目、自由記述等から構成された。

属性の分類として、「基礎調査から3年後の追跡調査までに施設を退所し家庭復帰した児童および入所を継続しながら一時帰宅を開始した児童」を促進群とし、「施設を退所し社会的自立・措置変更した児童および入所を継続しながら家庭復帰に向けた動きが停滞もしくは困難となった児童」を非促進群とした。

次に、目的変数を促進・非促進、説明変数を 11 要因とし、数量化 II 類を用いて再分析を行った。数量化 II 類では、カテゴリー数量のレンジが大きく、かつ偏相関係数が大きいほど目的変数への影響の度合いが大きいとされる。なお、分析にはエクセル統計 2010 for Windows を用いた。

さらに、事例の検討のために非促進群の自由記述データについて上位3位のみを抜粋 し、事例内容の一部を提示した。

倫理的配慮として、個人又は団体が特定されないように事例内容の一部を改変して提示 した。

3 — 結果

数量化Ⅲ類による分析結果として、上位 11 位までを Table1 に示した。家庭復帰の非促進に最も大きな影響を及ぼしている要因は、施設の在所年数であった。つまり、在所年数が5 年未満である場合、家庭復帰の促進の停滞もしくは困難さに最も影響することがわかった。次に、「親の離婚歴あり」、「入所前のネグレクトなし」が、非促進と強く関連していた。次に、非促進群の事例の一部を、Table2 から Table4 に示した。

「在所年数5年未満」の事例(Table2)では、家族交流中に親からの暴力行為を受けていた実態や、一時帰宅の継続性の困難さ、一時帰宅中の生活習慣の乱れ、親の職員に対する拒否的な態度等の影響が明らかになった。「親の離婚歴あり」の事例(Table3)として、離婚による養育困難、親の行方不明や精神疾患による養育困難な状況、母子の性的関係の危惧、親の逮捕・拘留による一時帰宅の中断、親の非協力的な態度、親の精神疾患といった背景が提示された。「入所前にネグレクトなし」の事例(Table4)によると、親の約束の守らな

Table 1 家庭復帰の非促進の関連要因(数量化Ⅱ類結果 第Ⅰ軸の場合)

カテゴリー	人数	カテゴリー数量	レンジ	偏相関係数	順位
5年未満	37	0.887	1.433	0.363	1
5年以上	60	-0.547			
なし	83	-0.144	1.000	0.212	2
あり	14	0.856			
入所前になし	61	0.148	0.398	0.118	3
入所前にあり	36	-0.250			
支障なし	55	0.170	0.393	0.120	4
支障あり	42	-0.223			
なし	55	-0.168	0.388	0.117	5
あり	42	0.220			
支障なし	62	0.111	0.308	0.089	6
支障あり	35	-0.197			
小学校就学前	62	-0.077	0.213	0.057	7
小学校就学後	35	0.136			
なし	69	0.049	0.171	0.046	8
あり	28	-0.122			
なし	51	-0.080	0.168	0.051	9
あり	46	0.088			
入所前になし	78	0.023	0.119	0.028	10
入所前にあり	19	-0.096			
入所歴なし	63	0.036	0.103	0.007	11
入所歴あり	34	-0.067		0.027	
	5年未満 5年以上 なし あり 入所前になり 支障あり なり 支障あり なり 変にあり なり なり なり なり なり 小学校就学後 なり	5年未満 37 5年以上 60 なし 83 あり 14 入所前になし 61 入所前にあり 36 支障なし 55 支障あり 42 支障なし 62 支障あり 35 小学校就学前 62 小学校就学後 35 なし 69 あり 28 なし 51 あり 46 入所前になし 78 入所節にあり 19 入所壓なし 63	5年未満 37 0.887 5年以上 60 -0.547 なし 83 -0.144 あり 14 0.856 入所前になし 61 0.148 入所前にあり 36 -0.250 支障なし 55 0.170 支障あり 42 -0.223 なし 55 -0.168 あり 42 0.220 支障なし 62 0.111 支障あり 35 -0.197 小学校就学前 62 -0.077 小学校就学後 35 0.136 なし 69 0.049 あり 28 -0.122 なし 51 -0.080 あり 46 0.088 入所前になし 78 0.023 入所前にあり 19 -0.096 入所壁なし 63 0.036	5年未満 37 0.887 1.433 5年以上 60 -0.547 1.433 なし 83 -0.144 1.000 あり 14 0.856 1.000 入所前になし 61 0.148 0.398 入所前にあり 36 -0.250 0.398 支障なし 55 0.170 0.393 なし 55 -0.168 0.388 あり 42 0.220 0.388 支障あり 35 -0.197 0.308 小学校就学前 62 -0.077 0.213 小学校就学後 35 0.136 0.213 なし 69 0.049 0.171 あり 28 -0.122 0.171 なし 51 -0.080 0.168 みり 46 0.088 0.168 入所前になし 78 0.023 0.119 入所首にあり 19 -0.096 0.103 入所整なし 63 0.036 0.103	5年未満 37 0.887 1.433 0.363 5年以上 60 -0.547 1.433 0.363 なし 83 -0.144 1.000 0.212 あり 14 0.856 1.000 0.212 入所前になし 61 0.148 0.398 0.118 入所前にあり 36 -0.250 0.398 0.118 支障なし 55 0.170 0.393 0.120 支障あり 42 0.223 0.388 0.117 支障なし 55 -0.168 0.388 0.117 支障なし 62 0.111 0.308 0.089 小学校就学前 62 -0.097 0.213 0.057 小学校就学後 35 0.136 0.171 0.046 本し 69 0.049 0.171 0.046 あり 28 -0.122 0.171 0.046 あり 46 0.088 0.168 0.051 入所前にあり 19 -0.096 0.119 0.028 入所配よし 63 0.036 0.103 0.027

さや親の施設内での逸脱行動、入所前にネグレクト歴がなかったものの一時帰宅中に留守番が多いといったネグレクト状態、音信不通の親が飲酒して施設へ訪れるといった親の問題行動、反抗的態度や妨害行動の児童本人の課題等が示された。

総じて、家庭復帰の非促進の関連要因として、在所年数5年未満であることが強く影響し、一時帰宅等の家族交流の不調が目立っていた。親の離婚歴では養育困難な状況が起因し、入所前にネグレクトがみられなかったとしても入所後の家族交流でネグレクトを生じさせるといった新たな課題が示唆された。

4 — 考察

家庭復帰の非促進の関連要因に最も強く影響していたのは、「在所年数5年未満」である。よって、家庭復帰の促進には、5年以上の児童への施設内ケアと家族支援が求められる。特に、一時帰宅等の家族交流の状況は、施設職員や児童相談所職員によってたびたび

Table2 非促進群の「在所年数5年未満」の事例

年齢・性別	事例概要
14歳女子	12歳の時に他の児童養護施設から措置変更。盗みや他児への暴力、威圧的態度、学校でのトラブルが多い。両親と面会交流するが、面会中に親が本人へ暴力行為。虐待再発の恐れがあり家庭復帰困難。本人の問題行動が改善されないことから、2年で児童自立支援施設へ措置変更となった。
10歳男子	両親離婚。実父は住所不定で交流なし。実母と祖母宅で一時帰宅するが持続せず。母親が思いついた時 に施設へ訪れるなど安定感がないこともあり、家庭復帰は難しい。
6歳男子	3歳で入所。母は行方不明。実父と一時帰宅を毎週実施するが過度に甘やかされ生活習慣の乱れが課題。親の職員に対する拒否的な態度もあり、早期家庭復帰は難しい。

Table3 非促進群の「親の離婚歴あり」の事例

年齢・性別	事例概要	
18歳男子	実父の行方不明と精神疾患の実母による養育困難のため幼児期に入所。実母と面会・外出での交流を経て一時帰宅が可能となった。一時期は家庭復帰も期待されたが、母子の性的関係の危惧により家庭復帰困難に。	
9歳男子	両親の離婚により養育困難となり幼児期に入所。実父宅へ一時帰宅を継続させていたが、父の逮捕・拘留により中断。母親は行方不明になり、家庭復帰困難となっている。	
8歳男子	両親の精神疾患により乳児院を経て入所。母親は行方不明となり、父親宅へ一時帰宅していたが、生活 習慣の乱れ等が問題となる。父親の非協力的な態度や子どもへの依存が課題。	

Table4 非促進群の「入所前にネグレクトなし」の事例

年齢・性別	事例概要
13歳男子	被虐待を理由に乳児院に入所しその後措置変更。実父は行方不明。実母との面会で交流してきたが、母親は約束を守らず、施設内で車を暴走させるなど問題に。その後、母親が死去。本人の他児への暴力行為や性的問題を抱え、児童自立支援施設へ措置変更。
12歳男子	里親先での不調により6歳で入所。両親は別居中。父親宅へ一時帰宅するものの、留守番が多くゲーム 漬けで生活不規則。母親と面会交流を続けているが、家庭復帰は見込めない。
9歳男子	乳児院を経て入所。精神疾患を抱える両親とは音信不通であったが、飲酒した父親が突然施設に来ることも。本人の反抗的態度や妨害行動もエスカレート。一時帰宅事態困難。

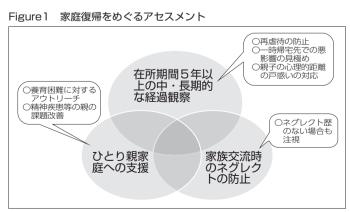
家庭を訪問し状況確認することが難しい。施設在所期間の長期化の是非についてさまざまな意見があるものの、5年以上かけて再虐待のリスクを含め家族交流のメリット、デメリット (悪影響) を見極めながら、中・長期的に経過観察していく必要がある。家族交流によって児童も親も心理的に揺さぶられることから、心理療法担当職員による児童の心のケアや児童相談所の職員 (児童福祉司等)、ファミリーソーシャルワーカー等による家族支援といった業務の役割分担は重要となる。やはり、安定した家族交流になるための関係調整や環境調整を行えるかどうかが、家庭復帰の促進に大きく左右するであろう。

親の離婚歴は、経済的な困窮や親のゆとりのなさも影響している可能性があり、一時帰宅中に生活習慣が乱れるといった弊害が確認された。親自身に精神障害等の課題を抱えている事例が示されたことも注目すべき事項である。児童虐待の死亡事例の検証(厚生労働省,2014)によると、虐待の動機として親自身の精神疾患や精神不安、経済的困窮が3割を占めている。このことから、親の精神疾患や経済的困窮は、家族交流時の再虐待のリスクを高めるといえよう。そのため、離婚歴のある親については、家族支援として養育困難に対するアウトリーチや福祉的なフォローを関係機関と連携しながら具体的に進める必要がある。

入所後の家族交流でネグレクトを生じさせるといった新たな課題は、ネグレクト歴のない児童にも注視し、どのケースに対しても家族交流の際のネグレクト発生を念頭に置きたい。厚生労働省(2015b)によるデータから近年の虐待の傾向としてネグレクトの割合の高さを示していることは、複数事例の内容から入所前に「ネグレクトなし」と判断されていたとしても、家族交流の試みを通して一時帰宅中にネグレクト状態になりうることを考えると、家族交流のアセスメントを定期的に行えるような仕組みが求められる。

以上の結果を踏まえ、家庭復帰をめぐるアセスメントとして Figurel に示した。家庭復帰を早期に行うことだけが、児童や親の幸せに直結するわけではない。早期に家庭復帰したとしても再び施設へ措置される事例が散見されるため、複数回の措置変更によって一定の他者との安定した情緒的関係を困難にさせるのはいうまでもない。繰り返しになるが、在所期間 5 年以上の中・長期的な経過観察を通して関係調整、環境調整を行うことの重要性を強調したい。やはり家庭復

帰のアセスメントで鍵となるのは、家族交流の状態像の把握である。児童相談所や関係機関で連携を取りながら、養育困難の改善に向けたアウトリーチを進めつつ、再虐待、特にネグレクト状態を生じさせないための親へのフォロらが、親自身にゆとりをもたら



し、児童の心理的な回復につながるであろう。

本研究の課題として、一か所の施設を調査対象にしているため在所期間については施設の方針が若干影響している可能性がある。ただし、複数の児童相談所から児童が措置されてくることを踏まえると、最終的な決定を行う各児童相談所の意向が反映されるため、大きな影響はないと考えられる。また、質的データの分析として、特に数量化 II 類による先行研究の蓄積が不十分と思われるため、分析の妥当性、信頼性についてはさらなる検討が必要である。今回、家庭復帰の非促進をテーマにしているが、家庭復帰に至った質的データや事例を含めた総合的な検討も今後の課題である。

《文献》

朝日新聞 (2006). 両親虐待、3歳死亡 朝日新聞 2月9日朝刊.

- 亀井 聡 (2008). 児童養護施設における入所児童と退所理由の関係について――某児童養護施設の調査より―― 新島学園短期大学紀要. 28,71-90.
- 菅野 恵・元永 拓郎 (2006). 児童養護施設入所児童における年齢層と問題行動との関連についての研究 ——複数事例の検討も含めて—— 学校メンタルヘルス, 9, 23-32.
- 菅野 恵・遠藤 啓子・島田 正亮・原 郁子・春日 明子・大内 康秀・石井 義久・元永 拓郎(2007). 児童養護 施設における「一時帰宅」および「宿泊交流」に関する調査報告 平成 18 年度植山つる児童福祉研 宏奨励基金助成研究.
- 菅野 恵・渡部 暁恵・安達 祐美・柴谷 麻希・谷口 桃子・大橋 すみれ・島田 正亮・遠藤 啓子・原 郁子・春日 明子・石井 義久・大内 康秀・元永 拓郎 (2008). 児童養護施設における家族再統合プロセスに 関する質的研究——退所児童の検討も含めて—— 平成 19 年度植山つる児童福祉研究奨励基金助成 研究.
- 菅野 恵・元永 拓郎 (2008). 児童養護施設における入所児童の「一時帰宅」および「宿泊交流」に関する研究――施設内で観察される「問題行動」との関連の検討を含めて―― こころの健康, 23 (1), 33-46.
- 加藤 純 (2004). 虐待により児童養護施設に入所した子どもの家庭復帰支援に関する研究——一時帰宅 および家庭復帰に際するリスク・アセスメントについて—— 文部科学省科学研究費補助金研究成果 報告書 (基盤研究(B))

Retrieved from https://kaken.nii.ac.jp/d/p/16330120/2004/3/ja.ja.html (2015 年 11 月 13 日)

厚生労働省(2004). 児童虐待による死亡事例の検証結果等について 厚生労働省「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会|第1次報告

Retrieved from http://www.mhlw.go.jp/houdou/2005/04/h0428-2.html (2015年11月12日)

厚生労働省 (2014). 平成 25 年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数等

Retrieved from http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000052785.html (2015 年 11 月 12 日)

厚生労働省 (2015a). 児童養護施設入所児童等調査結果

Retrieved from http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000071187.html(2015 年 11 月 12 日)

厚生労働省 (2015b). 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について (第10次報告)

Retrieved from http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000057947.html (2015 年 11 月 13 日)

- 松宮 透髙・井上 信次 (2014). 児童福祉施設入所児童への家庭復帰支援と親のメンタルヘルス問題 厚生の指標, 61 (15), 22-27.
- 庄司 順一 (2004). 虐待を受けた子どもの里親教育 そだちの科学, 2, 89-94.

/ /	٠,	h

児童養護施設における家庭復帰の非促進要因◎菅野 恵 上薗 敏子 (1989). 児童の面会・外出・一時帰宅に思う 児童養護, 19(3), 30-32.